明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令（法務三四）　二
〔告　示〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件の一部を改正する件（金融庁二八）　二
○平成二年郵政省告示第二百四十五号の一部を改正する件（総務一五三）　三
○会社法第九百五十条の規定に基づく電子公告調査の業務の一部の休止に関する件（法務五八）　三
○エルサルバドル共和国政府との間で交換された一部旅券査証及び査証料の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（外務一五三）　三
○コスタリカ共和国政府との間で交換された一部査証及び査証料の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一五四）　三
○バハマ国政府との間で交換された一部査証及び査証料の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一五五）　三
○ホンジュラス共和国政府との間で交換された一部査証及び査証料の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一五六）　三
○ミャンマー連邦共和国政府との間で交換された外交旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一五七）　四
○メキシコ合衆国政府との間で交換された一部旅券査証及び査証料の相互免除に関する書簡にいう措置の一時停止に関する件（同一五八）　四
○サモア独立国政府との間で交換された外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一五九）　四
○バングラデシュ人民共和国政府との間で交換された一部旅券査証及び査証料の相互免除に関する口上書並びに外交旅券所持者に対する外交査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一六〇）　四
○パプアニューギニア独立国政府との間で交換された外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一六一）　四
○パラオ共和国政府との間で交換された外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除に関する口上書にいう措置の一時停止に関する件（同一六二）　四
○円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一六三）　四
○返納を命じた旅券を無効とする件（同一六四）　五
○農薬を登録した件（農林水産八八二～八八四）　六
○農薬の登録が失効した件（同八八五）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通五七〇）　六
○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第九条第六項及び第二十条第六項の国土交通大臣が別に定める要件を定める件（同五七一）　六
○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第九条第八項及び第二十条第八項の国土交通大臣が別に定める費用を定める件（同五七二）　六
○住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則第二条第六項及び第十八条第六項の国土交通大臣が別に定める要件を定める件（同五七三）　七
○住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則第二条第八項及び第十八条第八項の国土交通大臣が別に定める費用を定める件（同五七四）　七
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛八四～八八）　八
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同八九）　八
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同九〇）　八
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同九一）　八

〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　八
〔公　告〕
諸事項　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
特殊法人等
外務省共済組合定款の一部変更、企業年金基金清算結了・清算人退任関係　二七
会社その他